様式第5（第9条関係）

最終保障供給特例承認申請書

年　月　日

殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　印

改正法附則第19条第4項の規定により、次のとおり最終保障供給に係る約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	
実施期日及び実施期間	

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第八十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第二十八条第一項、第二十九条ノ三第一項及び第二項、第二十九条ノ八並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第五条第四項、第五条の二及び第十九条の四十三第一項の規定に基づき、船舶設備規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

船舶設備規程等の一部を改正する省令

（船舶設備規程の一部改正）

第一条　船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

6　この省令において「極海域航行船」とは、外洋航行船（総トン数五〇〇トン以上の船舶安全法施行規則第一条第二項第二号の船舶（自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）であつて極海域（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一の五に掲げる南極海域又は北極海域をいう。以下同じ。）を航行するものをいう。

第五条に次の一項を加える。

2　極海域航行船であつて公用に供するものについては、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、この省令の規定のうち極海域航行船に関する規定は、適用しない。

第百十五条の七第二項中「の船員室の床面積が七平方メートル以上である場合は、当該船員室の定員は、」を「については、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、当該船員室の定員を」に改める。

第百十五条の二十三の三第二項中「全長」を「極海域航行船及び全長」に改め、同条に次の一項を加える。

3　極海域航行船（極海域のうち厚さ〇・三メートル以上の海氷がある海域を航行するように設計されたものに限る。）の船橋は、全閉囲型船橋（船橋から暴露部へ直接至る出入口を有しない船橋をいう。第百四十六条の二十八において同じ。）としなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

第二編第四章第五節中第百十五条の三十二の次に次の一条を加える。

（着氷除去設備）

第百十五条の三十三　極海域航行船には、船舶の着氷を除去又は船舶への着氷を防止するための設備を備えなければならない。

第二編第六章中第百二十二条の十三の次に次の一条を加える。

（極海域航行船の非常用生存設備）

第百二十二条の十四　極海域航行船には、告示で定める要件に適合する非常用生存設備を備えなければならない。

第百四十六条の五及び第百四十六条の六を次のように改める。

（極海域航行船のせん光灯及び音響信号装置）

第百四十六条の五　極海域航行船であつて砕氷船（主として海氷がある海域において砕氷作業に従事する船舶をいう。次項において同じ。）の支援を受けるものについては、灯光等について告示で定める要件に適合する紅色のせん光灯を後方から視認できる位置に備えなければならない。

2　極海域航行船（砕氷船に限る。）には、機能等について告示で定める要件に適合する音響信号装置を備えなければならない。

第百四十六条の六　削除

第百四十六条の八を次のように改める。

（極海域航行船の探照灯）

第百四十六条の八　極海域航行船には、機能等について告示で定める要件に適合する二以上の探照灯を備えなければならない。ただし、当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。

第百四十六条の二十第一項中「もの」の下に「及び極海域航行船」を加え、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　極海域航行船には、機能等について告示で定める要件に適合する二以上のジャイロコンパス及びジャイロ・レピータを備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

第百四十六条の二十の次に次の一条を加える。

（衛星コンパス）

第百四十六条の二十の二　極海域航行船（北緯八十度以北の海域又は南緯八十度以南の海域を航行するものに限る。）には、機能等について告示で定める要件に適合する衛星コンパスを備えなければならない。

第百四十六条の二十三中「旅客船」及び「もの」の下に「（極海域航行船を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　極海域航行船には、機能等について告示で定める要件に適合する二以上の音響測深機を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

第百四十六条の二十八中「（船橋から暴露部へ直接至る出入口を有しない船橋をいう。）」を削る。

第百四十六条の四十八の二第二号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

第百四十六条の四十九の次に次の一条を加える。

（流氷等に関する情報の把握）

第百四十六条の四十九の二　極海域航行船には、流氷その他の海氷に関する情報を把握するために必要な措置を講じなければならない。

第百七十七条に次の一項を加える。

3　極海域航行船の暴露部に設置する電気機械及び電気器具は、低温によりその性能に支障を生じないものでなければならない。ただし、当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合は、この限りでない。

第二百八十七条第四項中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改める。